

1. 平成22年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成22年6月11日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第106号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第107号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第108号 郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第109号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第110号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第111号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第112号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程10 議案第113号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程11 議案第114号 平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程12 議案第115号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程13 議案第116号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程14 議案第117号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程15 議案第118号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程16 議案第119号 市道路線の廃止について
- 日程17 議案第120号 市道路線の認定について
- 日程18 議発第5号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議について
- 日程19 報告第4号 平成21年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程20 報告第5号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程21 報告第6号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程22 報告第7号 平成21年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程23 報告第8号 平成21年度郡上市病院事業等会計予算繰越計算書の報告について

日程24 報告第9号 平成21年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について

日程25 議報告第12号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成22年1月・2月・3月分一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計〕）

2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美
郡上市民病院 事務局長	猪島敦	国保白鳥病院 事務局長	日置良一

郡上偕楽園長 牛丸寛司

郡上市
代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池場康晴

議会事務局
議会総務課長 羽田野利郎

議会事務局
議会総務課長
補 佐 河合保隆

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員の皆様方には、大変御多用のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、議案が16件、報告が7件でございます。どうかよろしく御協力のほどをお願いいたします。

ただいまから平成22年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、美谷添生議員につきまして、ちょっと連絡がとれませんでしたので、遅参ということにしておきまして、ただいまは20名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いいたします。

（午前 9時35分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には15番 清水敏夫君、16番 川嶋稔君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月4日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月11日から6月25日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日6月11日から6月25日までの15日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをいただきます。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

本日、平成22年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

まずもって、ただいま表彰をお受けになりました川嶋、清水、渡辺各議員におかれましては、まことにおめでとうございました。心からお祝いを申し上げ、今後の御発展をお祈り申し上げたいと思います。

さて、国政におきましては、就任から8ヵ月余での鳩山首相の突然の辞任、そして菅直人首相の誕生など、6月に入り大きな動きがありました。こうした中、国の新しい目玉政策であります子ども手当の支給が6月から全国で開始をされ、郡上市におきましても6月10日から口座振り込みによる支給を開始したところであります。現在のところ、大きな混乱もなく、順調に事務処理が進んでおるところでございます。この手当が子育ての支援に、そして少子化傾向の歯どめや郡上地域の経済活性化につながっていくことを期待するところでございます。

ところで、宮崎県で発生をいたしました口蹄疫につきましては、一部地域で終息宣言が出されたものの、新たな感染地域も確認をされるなど、感染の拡大がおさまるかどうかにつきましても予断を許さない状況であります。郡上市におきましては、岐阜県の対策本部設置を受け、5月21日に郡上市口蹄疫対策本部を設置いたしました。また、畜産農家には、それより以前、4月のうちから感染防止対策として専用長靴や消毒槽の配付を行っておりましたが、対策本部設置を契機に、チラシ配布や市ホームページへの掲載等により、市民の皆さんへ感染防止対策や風評被害防止について御理解・御協力をお願いしているところであります。引き続き今後とも油断のないよう対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に、いよいよ第30回全国豊かな海づくり大会岐阜長良川大会が、天皇皇后両陛下をお迎えし、関市をメイン会場に明日、明後日に開催をされます。郡上市におきましても、サテライト大会イベントとして、5月15日の長良川源流の森育成事業を初め、市内河川の一斉清掃、郡上市の緑の祭りを実施してまいりました。明日12日にも郡上市総合文化センターにおきまして、水や環境についての総合学習発表、環境展示、そして市内8ヵ所での小学生による魚の放流を計画いたしております。議員各位にもぜひお出かけいただきまして、盛り上げていただきたいと存じます。

それでは、今議会におきまして御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに議案第106号は、人権擁護委員の任期満了に伴う再任についての意見を求めるものであります。

次に条例改正関係であります、5件ございます。

まず議案第107号は、郡上市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてであります。職員が育児休業を取得する際の要件を緩和する等のため、この条例を定めようとするものであります。

次に議案第108号は、郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてであります。給与を受けながら職員団体のためその業務を行うことができる場合として時間外勤務代休時間を新たに加えるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第109号は、郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。八幡町那比地内の屋外受信装置の移設に伴いまして、この条例を定めようとするものであります。

議案第110号は、公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。郡上市都市公園条例との整合性を図り、都市公園を適正に管理するため、この条例を定めようとするものであります。

次に議案第111号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正であります。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国保税基礎課税額の課税限度額を47万円から50万円に引き上げる等のため、この条例を定めようとするものであります。

続きまして、議案第112号から第118号までは、平成22年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、合計7会計における予算の補正をお願いするものでございます。

まず一般会計補正予算の主なものとしまして、歳出では、議員報酬費833万9,000円の減額、これは3月の議会におきまして、議員報酬の改正条例の施行期日等につきまして修正があったことに伴う減額でございます。続きまして財産区福祉向上事業950万円、農林漁業資金元利補給金経費1,820万円、観光施設維持管理経費350万8,000円、社会教育施設管理経費648万9,000円、体育施設整備事業856万8,000円の増額などあります。そして、これらの歳出補正のための財源といたしまして、歳入では、財産区特別会計繰入金950万円、教育費雑入、これは市有財産の損害保険金の収入でございますが1,064万5,000円、同じく教育費の雑入、これはスポーツ振興宝くじからの助成金でございますが647万円、そして前年度繰越金2,449万6,000円等が主なものであります。以上で一般会計の歳入歳出それぞれ6,567万1,000円の追加補正をお願いするものであります。

以下、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計では、岐阜県へき地医療研修事業等で182万円の増額、老人保健特別会計では、平成21年度医療諸費の精算による国庫等返還により16万9,000円の増額、下水道事業特別会計では、排水管渠新設により1,390万円の増額、介護保険特別会計では、介護予防教室委託経費として805万9,000円の増額、明宝財産区特別会計で

は、除間伐等の事業経費につきまして2,298万1,000円の増額、和良財産区特別会計では、木材の伐採・搬出経費等として604万6,000円の増額ということでございます。

議案第119号は市道路線の廃止についてであり、道路新設による路線変更に伴い、現行の小那比・下川線1路線を一たん廃止するものであります。

また、議案第120号は市道路線の認定についてであり、道路新設による路線変更に伴い、改めて羽佐古トンネルを含む小那比・下川線と大峠線の2路線を認定するものであります。

以上が本定例議会に提出いたしました議案の概要でございます。このほか、平成21年度郡上市一般会計ほか2特別会計の繰越明許費計算書の報告、水道事業会計及び病院事業等会計予算繰越計算書の報告及び土地開発公社の決算並びに事業報告がでございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、これらのほかに、IP音声告知システム更新事業契約の締結について、今議会中に追加提案をさせていただき予定でございます。それから、去る5月27日に故障をいたしました高鷲町の湯の平温泉の温泉井戸の修繕につきましても、会期中に修繕方策等が固まれば、その修復所要経費につきまして追加提案をさせていただきたいと考えておりますので、以上2件につきましてはよろしくお願いを申し上げます。

以上申し上げまして、ごあいさつ並びに議案の提案説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

なお、執行部側の川島消防長につきましては、けさの事故の処理と指揮に当たっておりますので、ただいま欠席をいたしております。

◎議案第106号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程3、議案第106号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） おはようございます。

それでは、議案第106号を朗読説明させていただきます。

議案第106号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成22年6月11日提出、郡上市

長 日置敏明。

1人目が、住所、郡上市八幡町西乙原1417番地、上野道子、生年月日が昭和25年11月24日です。それから2人目が、住所、郡上市和良町三庫2425番地、藤代浩平、生年月日が昭和12年1月1日です。

この議案につきましては、22年の9月30日をもって2名が任期満了となりますので、その再任について議会の意見を求めるということでございます。

若干経歴でございますけれども、上野道子さんでございますが、女性の会等の活躍をされておりましたけれども、現在も八幡の連合女性会の事業部長、また劇団「みちしるべ」の代表としていろいろ活躍をされておまして、人権擁護委員としては現在3期目で、次、再任されますと4期目ということになります。

それから藤代浩平さんでございますが、合併前、旧和良村の議会議員を務めておられまして、人権擁護委員につきましては現在3期目でございます。今回再任されれば4期目ということでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、ただいま説明のありました人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案に同意することに決定をいたしました。

◎議案第107号から議案第111号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程4、議案第107号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程8、議案第111号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5件について一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号から議案第111号までの5件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

それでは、議案第107号、108号について説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第107号から御説明を申し上げます。

郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、育児休業を取得する際の要件が緩和されたこと等に伴い、この条例を定めようとするものでございます。

1枚目を開いていただきますと、第1条のところに上書きがありますが、ここで郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について定めてあります。2ページ目に第2条があります。郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての定めを載せてございます。それから5ページ目の附則の最後のところで郡上市職員の給与に関する条例、これは条項の整理、番号の整理ということになりますが、これは附則において定めておるところでございます。

この中身につきましてですけれども、今般の国の少子化対策、あるいは一連の子育て支援の中で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がございました。主な中身としましては、一つ目は、育児休業に関する部分につきましては、常に子どもを養育する者がいる場合でも育児休業を取得することができるように、育児休業することができないという職員の定めがございましたが、その規定を改める、緩和していくということが一つでございます。それから、職員の配偶者の有無等の状況にかかわらず育児短時間勤務を行うことができるように、育児短時間勤務をすることができないという職員の規定を改正することでございます。それから、勤務時間、休暇等に関しましては、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のために早出・遅出、また、3歳に満たない子どものある職員がその子を養育するために請求した場合には時間外勤務をさせてはならないと、こういうことができるというふうなことを定めておるところでございます。

新旧対照表で概要説明をさせていただきたいと思いますが、新旧対照表をおめくりいただきまして1ページ目です。ここは育児休業に関する条例の一部改正の部分であります。

第2条につきまして育児休業をすることができない職員の定めの中で、旧、これまでの条例では、(1)、(2)が非常勤職員、あるいは臨時的に任用される職員とありますが、これらは既に

法律においても除外されておるところでありますので、これは準則の改定に伴いまして、二重規定を削除するものであります。

それから、旧のところの(5)と(6)につきましては、1人配偶者が養育できれば、それ以外の者はできないというふうな場合に、今後は2人でもできると。あるいは育児休業の取得要件を緩和するというので、これらを削除するものであります。

それから、第2条の2というところがありますが、新の方の一番下のところです。ここでは、1枚おめくりいただきますと、57日間と定めておりますけれども、いわゆる育休が同じ子に対して1回に原則限られておるわけですけれども、57日間までにとった場合には、その後、再取得ができると、そういうふうな緩和措置を講じたものをここにに入れてあります。

第3条におきましては規定の整理でございます。

第3条の(4)につきましては、育休再取得に関する要件緩和でございます。

それから第4条、これは育児休業の承認の取り消し事由というのがありますが、取り消しに当たらないということにつきまして要件を緩和していくもので、削除をさせていただくというものでございます。

それから4ページにつきましては、これは育児短時間勤務をすることができない職員につきましての定めであります。第2条と同じように、できない職員ということでの(1)と(2)につきましては既に法律に定めがあることでありますので、準則に改定に伴いまして規定の整理をするということでもあります。

(5)と(6)は、先ほどと同じように、取得要件を緩和するものでございます。

第11条につきましては、扶養となった要件を緩和するものであります。第5のところにて定めております。

第14条につきましても、取り消しに当たらないということにつきまして要件を緩和するものでございます。

第18条は、これは部分休業というのがありますが、そういうことができるとされたという改正を取り込むものでございます。

それから新旧対照表の8ページ以下につきましては、勤務時間、休暇等に関する条例の改正分でございます。若干準則の改定によりまして、条項の順番を並べ変えるという部分がありますので、第8条の4が第8条の2というふうになったりしております。これはいわゆる準則の改定に伴う規定の整理ということでございます。

それから、ちょっと私どものミスがありますのでおわびを申し上げたいと思いますが、8ページと9ページのところで「第8条の2」を「第8条の3」にするということ、それから9ページで「第8条の3」を「第8条の4」にするところは変更分でありますので、下線を

引いておるのが正しいことでありまして、現在、これは下線が引かれておりませんが、この点、恐れ入ります、訂正をさせていただきます、おわびを申し上げたいと思います。

それから10ページにあります第8条の4の2につきましては、時間外勤務をさせてはいけないこととした措置が今回盛られましたので、その部分を改正に盛らせていただいております。

あと、12、13ページ以下につきましては、給与条例の条項の番号を整理するもので、引用条文の整理ということで、中身については変更がございません。

ただいまのように議案第107号につきましては、子育て支援に関するさまざまな育児休業の要件緩和ということが盛られておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第108号でございます。郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、時間外勤務代休時間創設に伴いまして、職員団体のための業務等を行うことができる期間に時間外勤務代休時間を加えるため、この条例を定めようとするというものでございます。

これは、地方公務員法の第55条の2で、職員が職員団体の業務に専ら従事することができないという規定がございます。いわゆる組合活動といいますか、そういうものでありますが、第6項におきまして、職員を条例で定める場合を除きということで、給与を受けながら、職員団体のためにその業務を行い、または活動してはならないということで、この条例で定める場合を除きということがございまして、これに伴いまして、郡上市におきましても郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例というのが平成16年の郡上市設立時の条例として制定されております。この中の特例に今般、1ヵ月の時間外勤務が60時間を超える場合の新たな取り扱いであります時間外勤務代休時間というのがあります。いわゆる100分の150にするところを、100分の125を時間外勤務手当、それから25分につきましてはを代休として取得することができると、こういうお認めを3月議会で条例の議決をさせていただいておりますが、この部分のいわゆる時間外勤務代休時間をこの特例の条例に追加するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、この第2条の(2)のところでは新のところの冒頭に時間外勤務代休時間というものを加えております。これだけの部分を今般特例として認めるということで加えさせていただくものでございます。

以上で議案第107号及び108号につきましても提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第109号について説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第109号につきまして御説明申し上げます。

郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市八幡町那比地内の屋外受信装置の移設に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするとしております。

めくっていただきまして、改正の内容ですが、別表の1、同報系中、北、場所が郡上市八幡町那比3092番地を、北は変わりませんが、場所、郡上市八幡町那比3068番地に改めるとしてございます。

附則で、公布の日から施行するものとしてございます。

このことにつきましては、移設前、那比公民館の敷地内に設置をしてございました。このほど同地内の国道256号線の道路改良に伴いまして、那比公民館、またこの子局が設置してある位置につきましても支障を来すということから、あわせて移設することとなり、このほど新しく旧の相生第二小学校の敷地内に移設をさせていただくというものでございます。このため位置の変更を生じましたので、規定の整備をさせていただくということで上げてございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第110号について説明を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、議案第110号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市都市公園条例との整合を図り、都市公園を適正に管理するため、この条例を定めようとする。

これにつきましては、先般、八幡町におきまして郡上八幡中央公園の整備を行ったわけですが、この整備に伴います改正でございまして、本公園につきましては、都市計画区内に設置された公園であることから、都市公園法の規定に基づきまして管理をするものでありまして、4月26日に都市公園として告示をいたしまして、都市公園という位置づけがなされました。市内にはこのほかに11の都市公園がありまして、この公園を含めまして12の公園が都市公園となりまして、郡上市都市公園条例の規定により設置及び管理をするようになっております。しかしながら、既存の11の都市公園につきましては、公の施設の設置、管理に関する条例の方にも記

載がございまして、両方の適用を受けるような状態となっておりますので、今回、都市公園条例を適正に管理するために条例の改正をお願いするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、横書きになっております新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、これにつきましては公の施設の設置に関する条例でございます。第2条でございますが、この中で公の施設を別表1のとおりとするというものでございますが、その別表の1を、旧では先ほど言いました11の公園がございまして、新しい条例ではこれを削除するというものでございます。

続きまして、1枚おめくりをいただきたいと思いますが、第4条で使用の承認の関係ですが、ここでも別表で11の公園を削除するというものでございます。

続きまして、その下でございますが、公の施設の使用料徴収条例の一部改正ということでございますが、これにつきましても、徴収条例の2条におきまして別表とするということになっておりますが、この11の施設を削除するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第111号の説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第111号でございます。郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表の方で説明をさせていただきたいというふうに思います。

1ページの方でございますが、第2条の中で国保の医療給付分の47万円の基礎課税額の限度額につきまして、「47万円」という数字のところの下線が引いてあると思いますが、それぞれ「50万円」に変更するものでございます。

2条の第2項でございますが、後期高齢者支援金の課税額につきましては、「12万円」を「13万円」に限度額を変更するものでございます。

続きまして、23条中の旧の「47万円」を「50万円」につきましては、理由は先ほどの理由でございます。

めくっていただきまして、2ページ目の「12万円」から「13万円」、最上段でございますが、先ほどの後期支援金の限度額の変更によるものでございます。

続きまして(1)の「法第703条の5第1項」につきましては「法第703条の5項」ということで、引用条項の変更によるものでございます。

その引用条項の変更につきまして、(1)、(2)、(3)も同様でございます。

(1)のその下の合算額、「法第314条の2第2項に規定する金額」でございますが、こちらの方が金額で表示するというので33万円ということで、今までも33万円でございますが、金額表示をするということで、(1)、(2)、(3)については同じでございます。なお、(1)につきましては7割軽減のことでございますし、(2)につきましては5割軽減、(3)については2割軽減の内容を示しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2ページ目の新の方でありますけれども、下段から3行目であります。特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例ということで、第23条の2でございます。このことにつきましては、国保を定める場合、国保税を決めさせていただく場合に前年度所得で決めさせていただくわけでございますが、最近、いわゆる非自発的失業者といえますか、経済状況の中でやむを得ん理由によりまして離職された場合、給与所得の100分の30で算定をしていきたいというものでございます。離職理由等々につきましては、ハローワーク等々による証明書が必要になってきますけれども、今の経済状況をかながみながら、給与所得の100分の30でもって算定したいということでの新設でございますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それから24条の2項につきましては、今ちょっと説明いたしましたけれども、それらの方々の離職の理由につきまして、それぞれの書式の中で市の方へ提出を願いたいというもので、申告を願いたいというものが記載されておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

めくっていただきまして、4ページの方でございますが、第24条の2につきましては、第24条の3ということで条項の繰り下げになるものでございます。その2段下の「ただし、第2号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限る」というものにつきましては、これは後期高齢者医療制度に關します保険料の軽減措置が当分続けられるということで、いわゆるサラリーマン等の扶養されている方々の保険料の軽減措置も継続していきたいということで、これを削除するものでありますので、よろしく願いいたします。

それから、附則の4のところの中段から下であります。 「法第703条の5第1項」、同じくその下の「法第703条の5第1項」につきましては、引用条項の修正でありますので、よろしく願いいたします。

5ページ目の9項の、旧でいいますと4段目ですが、「その世帯の」でございますが、新の

方では「その世帯に」ということで字句の修正でございますので、よろしくお願いたします。

それから15項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例ということで15、それからその後6ページの方にも16項等々に記載をしておりますけれども、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」というところと、5ページを見ていただきたいと思いますが、新を見ていただきますと「租税条約等」ということで、この「等」という言葉が入っております。この「等」ということでございますけれども、これは情報公開のネットワークの拡充のために、租税条約の規定のみならず、税務当局間の情報交換の規定に基づくものもできるようになったという意味でございます、直接国保税の改正とは関係ないというところでございますが、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました5件については、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま、それぞれの常任委員会に付託いたしました議案第107号から議案第111号までの5件については、会議規則第46条第1項の規定により、6月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号から議案第111号までの5件については、6月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第112号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程9、議案第112号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第112号 平成22年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお開きください。

平成22年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,567万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億7,603万円とする。

2項につきましては省略させていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるとしております。それでは、5ページをお願いしたいと思います。

第2表 地方債補正、1 追加、起債の目的ですが、補助災害復旧事業、限度額100万円、起債の方法、普通貸借または証書借入、利率5%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率でございます。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換することができるでございます。

次に、8ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。

県支出金の県補助金、民生費県補助金で111万8,000円の増でございます。児童福祉費補助金としまして放課後児童健全育成事業補助金、こちらは運営費の関係の補助金ですが、38万5,000円、それから安心子ども基金補助金、こちらは施設整備の方の関係での補助金73万3,000円としてございます。

次に災害復旧費県補助金234万円、林業用施設災害復旧費補助金でございます。後ほどまた歳出で出てまいります。

次、県支出金の教育費委託金30万円、教育総務費委託金で幼児教育推進事業委託金としてございます。これは、県の幼児教育アクションプランに基づきまして事業を実施させていただくものです。

それから次、繰入金、特別会計繰入金950万円、これは後ほど明宝財産区特別会計の補正を上げてございますが、明宝財産区からの繰入金でございます。

次が基金繰入金、特定目的基金繰入金267万5,000円、郡上市ふるさと応援基金繰入金でございます。これは、新年度予算で2月末までの寄附については予算計上させていただきましたが、それ以降のものにつきまして、これだけの寄附をいただきましたので、今回上げたものでございます。説明欄にはそれぞれ該当する用途のところを記載してございます。

それから繰越金でございます。2,449万6,000円、前年度からの繰り越しでございます。

それから諸収入、農林水産業費受託事業収入198万4,000円、これは林業費受託事業収入としてございますが、岐阜市と結んでおりますたずさえの森、これは明宝地内のたずさえの森でございますが、その事業費ということでこれだけ上げてございます。

次、雑入、10ページでございます。2,225万8,000円、民生費雑入344万3,000円、市有財産損害保険金としてございます。これも後ほど歳出で出てきますが、デイサービスセンター等3カ所の雪害を受けました保険金の受け入れでございます。それから商工費雑入170万円、商工観光施設管理費雑入102万9,000円としてございます。これは後ほど出ますが、フォレストパーク373にあります空調の改修のための指定管理者からの繰入金でございます。それから次、市有財産損害保険金67万1,000円上げておりますが、これにつきましても雪害で屋根等被害を受けました白鳥道の駅等の保険金の受け入れでございます。それから次、教育費雑入1,711万5,000円、市有財産損害保険金1,064万5,000円としてございます。これも今回の雪害によるものでして、白鳥の教員住宅ほか7件に相当する保険金の受け入れでございます。それからスポーツ振興くじ助成金647万円、これは日本スポーツ振興センターからの助成金の受け入れでございます。

次に市債、災害復旧事業債100万円、補助災害復旧事業債としまして、林業用施設災害復旧に充てるものでございます。

なお、私この説明の前にちょっと申しおくれたといひますか、皆様のところにも事業概要説明一覧表をあらかじめお届けしておろうかと思ひますが、こちらでいひますと、1ページ、2ページに今ほど説明しました歳入の部分の主な説明を加えておりますし、それから3ページ、4ページにこれから説明します歳出の関係の主な事業について説明を加えておりますので、見ていただければありがたいと思ひます。失礼しました。

続きまして、11ページの歳出でございます。

議会費でございますが、減額の833万9,000円、報酬から職員手当、共済費のところでも減額措置をとらせていただいております。これは、適用が24年4月11日施行ということでの改定が見送られたというようなことから、今回減額の措置をとらせていただいております。

続きまして、総務費の総務管理費、財産管理費でございますが、1,203万3,000円、委託料で1,148万4,000円、工事請負費で54万9,000円ということでございます。庁舎管理経費、これにつきましては中坪庁舎のエアコンの改修を予定してございます。それからたずさえの森整備、これは先ほど歳入でも御説明しましたが、明宝地内のたずさえの森、枝打ちが4.8、除伐が1ヘクタールの事業を予定させていただいております。次が財産区福祉向上事業950万円ということで上げております。これは、明宝の財産区会計からこちらの方へ受け入れまして、里山環境整備事業を実施させていただくということで、ここでは19カ所に相当する事業を予定させて

いただいております。

それから次、企画費でございます。こちらの方は財源の組み替えということで、ふるさと寄附の振りかえに伴うものでございます。集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業に充てる予定でございます。

続きまして、12ページをお願いします。民生費の社会福祉費、社会福祉総務費58万5,000円の増でございます。需用費、役務費ということで上げてございますが、健康福祉推進計画策定・推進事業、ここでは実態調査を実施させていただくというようなことでの費用を上げてございます。

それから老人福祉費の361万3,000円の増でございます。需用費と繰出金でございます。老人福祉施設管理費につきましては、デイサービスセンターの雪害に伴います修繕ということでございますし、老人保健特別会計につきましては、精算に伴う繰出金ということでございます。

それから次、介護保険事業費でございますが、100万7,000円でございます。これは介護保険の介護予防事業の運動教室等ですが、こちらの事業への繰り出しということでございます。

民生費の児童福祉費、児童福祉総務費206万1,000円でございます。工事請負費と負担金、補助及び交付金で上げてございますが、放課後児童クラブ設置事業、これは施設整備のもの、それから放課後児童健全育成事業、こちらの方は運営費ということで上げてございます。

次が衛生費の保健衛生費の予防費、こちらでは財源の組み替えということで、ふるさと寄附の関係で組み替えをさせていただくということでございます。

それから次が農林水産業費の林業費、林業振興費でございます。こちらにつきましても財源の組み替えということでございますので、よろしくお願いをします。

それから林道費1,820万円、負担金、補助で上げてございます。農林漁業資金元利補給金経費ということで上げてございますが、これは林道高山・八幡線の賦課金の繰り上げ償還をこのほどさせていただくということで計上をさせていただきました。

それから商工費の観光費でございます。こちらの方は報償費、旅費、需用費、役務費のところで減額をし、その分、負担金、補助の方へ計上しました。今回の説明欄に上げてございますが、郡上藩凌霜隊140年祭開催事業につきまして、当初、直接実施するというような形で予算組みをしてございましたが、実行委員会形式といたしますか、そういう体制の中で実行させていただくということから、予算の組み替えを今回お願いしたということでございます。

それから、次が観光施設費446万8,000円でございます。需用費のところへ上げてございますが、観光施設維持管理経費、これは観光案内板の設置、それからフォレストパークの空調の関係の修繕ということ、それから道の駅の管理、こちらも雪に対する雪害の関係での修繕です。それから温泉施設管理運営経費、こちらも同様の内容のものでございます。

次、14ページをお願いしたいと思います。土木総務費で9万円、これは下水道特別会計（特環）への繰出金ということで、建設費分でございます。

それから次、教育費の教育総務費、事務局費ですが、169万6,000円、財源の組み替えとしてございますが、報償費、旅費、需用費、役務費ということで組んでございます。教員住宅管理費につきましては、今回の雪害に伴います屋根等々の修繕によるものです。それから幼児教育推進事業につきましては、アクションプランの具現化ということでの取り組みをさせていただくものでございます。

それから次が小学校費の学校管理費315万円でございます。工事請負費で上げてございますが、高鷲北小学校の下水関係の排水ます、あるいは配管等の改修を行うものでございます。

それから次、中学校費の学校管理費251万円、こちらにつきましては修繕料で上げてございますが、明宝中学校のこちらも雪害に伴います校舎、屋体等のとい、あるいはフェンスを改修するものでございます。

それから次、教育振興費7万4,000円上げてございます。旅費と使用料及び賃借料で組んでございますが、郡上学の関係での東京港区との中学生の交流事業を予定してございますが、事前打ち合わせの費用を上げさせていただきました。

それから次、学校建設費319万4,000円、報償費、需用費、委託料で上げてございます。これは中学校校舎整備事業ということで上げてございますが、今回の和良と西和良中学の統合中学の校歌、あるいは校章、記念誌を手がけたいということでの事業費でございます。

それから次、教育費の社会教育費、公民館費で37万7,000円でございます。修繕料でございまして、公民館の管理費としてございますが、こちらは口明方公民館、これも雪害に伴うといの改修を行うものです。

それから、その下、青少年教育費13万1,000円上げてございます。旅費で上げてございますが、これも東京の港区との青少年文化交流の関係で費用を組ませていただいております。と、ふるさと寄附の関係での事業費の財源の組み替えもさせていただいております。

それから、社会教育施設費で828万3,000円の増をお願いしてございます。こちらは需用費の修繕料ということで上げてございますが、社会教育施設管理経費のところではふれあい創造館、これも雪害による屋根、それから自転車置き場等の修繕ということでお願いしてございます。それから文化施設管理経費、これも同様で美並のふるさと館、明宝の資料館等の修繕を行わせていただくということでございます。

それから、16ページをお願いします。教育費の保健体育費の体育施設費856万8,000円、需用費で減額、それから工事請負費で940万8,000円ということでございますが、このことにつきましては、小野地内のテニスコートの改修ということで、今回、助成金が認められましたので、

対応をさせていただくということで、当初予定しておりました部分修繕を取りやめ、こちらの方へ回させていただくということもしてございます。

それから次が学校給食管理費37万円でございます。大和の給食センターの床面の改修をさせていただくことにしてございます。

それから、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費ですが360万円でございます。こちらの方は明宝地内の林道大林線の災害復旧をさせていただくものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 補正ですので、年度中途に来たということになるわけですが、二、三ちよつと質問したいと思います。

まず、この資料の方でやった方がわかりやすいと思いますので、資料の1ページの上から四つ目の岐阜県幼児教育アクションプラン、こういうやつがあつてお金が入つておると。支出の方も今説明がちょっとあつたわけですが、これは幼児教育と学校教育との連携でしたか。何かそういうようなことの推進というようにことなんですが、内容がちょっとわかりかねるもんで説明が欲しいし、やはりこういうものが年度前に本来ならば話があるはずやと思ったんですが、こういう時期がずれてくるということの何か説明があるかどうか聞きたいと思います。

それから、その下の里山環境整備、これは明宝の19カ所ほどふやすということなんですけれども、ちょっと説明をお聞きすると、予算では11カ所というのが、19カ所ふえて30カ所ほどになると。1カ所50万円ぐらいの形での里山整備ということで、恐らく11カ所、年度当初でされたときには、そういうことがあつて、あと19カ所またふえてくるということは、地域の中でそういうやつを見てぜひというようなことでふえてきたのか、こういう希望というか、調査というか、とり方、ちょっと問題あるんじゃないかなという気がします。これが1点と、それから、例年こういった、これは財産区の特別会計で市の方へ繰り入れて市の事業としてやるということになりますので、この前もそういう事業はほかの地域でもありましたけれども、やっぱり慎重を期す必要があるというふうに思います。市の事業としては、それなりに各地域の実情を考慮して、それぞれの緊急性に応じてやっていくということになっているというふうに思いますので、そういった財産区から繰り入れて市でやる事業についての考慮といいますか、市としての配慮事項があるんじゃないかというようなことで、この議会でちょっとその辺も明らかにしていただけないかというふうに思います。

それだけまずお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、御質問のございました岐阜県の幼児教育アクションプランの内容につきまして御説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、県の方で市町村の教育委員会を指定しまして、幼稚園、あるいは保育園、あるいはまた認定子ども園と小学校の連携につきまして、やはり不十分なところがあるという県の認識のもと、その連携がうまくいくように、市町村を指定しまして調査研究、あるいは実践的な取り組みをして、その成果を求めるものでございます。時期につきましては、先ほど申し上げましたように、県が市町村を指定するというものでございまして、当初予算の折にまだそこまで具体的に決まっていなかったもので、ここで初めて県の指定を受けまして、補正として計上させていただいたということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 財産区からの受け入れ950万円の里山環境整備事業、約19カ所に相当するものの事業費計上の仕方についての御質問をいただきました。このことにつきましては、後ほどの明宝財産区特別会計の折にも出てくる項目ではございますが、議員御指摘のように、今の時点でこれほどの事業費が出るということについては、当初予算の計上の折の把握の仕方がどうやったかという御指摘につながるものではないかというふうに受けとめております。そういう視点からしますと、若干、当初予算を組む折にその辺の把握が十分できていなかったという向きに当たろうかというふうに考えてございますが、当初予算を組む折には、やはり12月時点といいますか、ある程度の期間を区切って、この事業を、明宝の方でやられておりますが、あらかじめそれぞれの自治会といいますか、関係の皆さんにその事業を案内し、取りまとめをされて、その時点では11カ所ということで予算が上がってきました。その後、今日を迎える間に、そういう状況下の中で、どうしてもこの地区でも追加をしようという状況の中で、管理会で御相談の上で、今回こういう形で追加予算が出てきたということで受けとめてございます。

それと、この事業への扱いについて慎重にとというような御指摘、御意見をいただいたところでございますが、この事業につきましては、かねがね明宝財産区の方で管理会と協議される中で、固有の財産区の事業で、一昨年まではこれをすべて御承知のように財産区の中で完結しておられたものですが、昨年からのことにつきましては財産区から一般会計の方へ繰り入れをしていただき、一般会計の中でその向きにつきましても議会のチェックといいますか、御審議もいただきながら執行させていただくと。このために市ではいわゆるこの事業の福祉事業補助要綱を私どもの方でつくって今回取り組んでおるという経緯でございますので、よろしくお

願いをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） これは予算書でいいますと11ページの件ですが、ただいま4番議員から若干御質問がございましたが、里山整備事業の支出の件であります、御指摘ございましたように、こうした件についてそれぞれ経緯がございまして、そうした経緯に基づいて、当該財産区の管理会と執行部において調整をされまして予算計上された件であります、こうした経緯については、所管の委員会におきましても事前の詳細な説明をいただいておりますので、その点の内容については十分承知をしておるわけでありましたが、ただ今後、こういう形のものが継続的といいますか、出てくるというようなことに関しましては、要するに財産区のあり方というもの、あるいは財産区に関する財産の執行につきましては、本来は当該財産区のいわゆる財産の管理保全というものを中心として、貴重な先祖伝来という言葉がよく出ますが、そういうものの財産の上がりをも有効に活用していくべき性格のものだというふうに基本的には理解しておるわけでありまして。

今回こうした形で提出されましたが、やはり一つは財政規律と申しますか、支出の根拠というものは、これは世間で言われます事業仕分けということになりまして出ますと、恐らく相当仕分けをされるということになるかというふうには私は思うわけでありまして、やはり予算の根拠というのは、一律、予算の配分というような形がとられておるわけですね。事業の大小とか、事業の内容というよりも、予算の方から一応今の説明では19ヵ所に対して50万円という形での支出を予想されておるといような予算執行でございまして、こうした点については、本来の予算の執行の仕方、予算の計上の仕方、そういうものが一般通常の予算の執行とやや趣を異にする。財政規律というものに関しましてはいろいろな問題も残るのではないかとというような点もございまして。

そしてもう一方では、財産区のあるところの地域の住民といいますか市民と持たざるところの市民との関係におきまして、財産区のあるところについては、そうしたいわば特殊財源がありまして、そういうものをいろいろな方法で還元するという措置がありますと、ややもすると、市民間の公平性の原則からいいたしても、やや疑義が残るといいますか、問題が残るのではないかと、こういう見方もあるわけでございますから、質問もございまして、答弁もございましたので、今後におきまして、財産区の適切な運営に関しましては、そういう財産の貴重な執行については、万人が認めるような根拠というものがなければ、事業仕分けによって執行が認められないということもあろうかというふうに思いますし、そういう意味におきまして、慎重な取

り扱いということがございましたが、私が質問というよりも、この執行に関しましては執行サイドにおかれまして相当の注意を持ちまして、今後の取り扱いにつきましてもそういった点に立ちまして、当該管理会との間において御調整いただきますように特にお願い申し上げまして、要望といたしておきますので、よろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。

○15番(清水敏夫君) 財産区に係る質問と当局の答弁がございましたが、今、21番議員の方から、財産があるところとないところとのことで疑義が生じるというような話がございましたけど、これは合併前に既にそういうスタートをして、財産を持っているところは逆にいいことばかりじゃないと、それを維持管理していくという責任があることをあえて承知で、財産区として先祖伝来の土地を守っていこうということで残してきたという経緯もあるんで、これが合併当時の思いからすると、今の会計規則に沿ってやることについてはやぶさかではございませんけれども、やっぱり地域の財産区が一番地域のことを知っておるんであって、市がそれを全部関与して仕切るということは非常に僕は無理があるというふうに思いますので、この辺はその辺をよく配慮した上での、議会としてもそういう対応をして僕はいくべきではないかということになりますので、もし全部市が関与するんであれば、逆に何かのときは市費をどんどん投入をして市の財産としてやっていくということになると思いますが、市も現在、直営の市有林を持っていると。それを全部構えていくということとはなかなか至難のわざであると思いますので、この辺については、やっぱり財産区の管理会という組織がございます。市と当然協調してやっていくということは当たり前でございますけれども、その辺を実質を確認しつつやっていただくことを切に、これについては要望と当局の考え方をちょっとはっきりしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長(池田喜八郎君) 鈴木副市長。

○副市長(鈴木俊幸君) 今ほど明宝の財産区の補正に絡みまして御意見をいただきました。当然、財産区の法というものがございまして、その法律にのっとってできる限りやるように改善をしつつあるわけでございますが、例えば明宝の今期の補正予算、あるいは補正予算のあり方、あるいは他の地域、地区との関連についてはどうなんだといったようなこと等々があろうかと思いますが、まず1点目は、今回補正を出した理由といたしましては、実は当初に予備費として計上したと。多分もう少し事業ができるんじゃないかといったことで、その調整に時間がかかっておって、最終的にある程度箇所が決まったので、今回追加補正をお願いするといったこと。それから、50万円を一律に配るのではなしに、50万円を限度としてその事業をやっていこうと。この明宝財産区につきましては、財源が山から出てくるいわゆる財によって収入を得る

ものではなしに、長年、明宝地域が持っておった山を交換、あるいは買い取り等々をいたしまして今のスキー場に固めてきたと。そのスキー場に村有林を設置いたしまして、その後スキー場をつくっていったといったいきさつがあります。そこから出てきた収入によって、明宝地域の観光振興に結びつけていこうというのがもともと明宝地域の発想でございました。ですから、本来ですと、この里山整備というのは明宝の環境整備にできるだけ費やそうと。その一つが「こもれば作戦」のようなものであったわけでございますけれども、それを若干農村景観の中へも取り入れていく必要があるんじゃないかと、環境整備に非常につながっていくことになるんじゃないかろうかといったことで、この事業を広めてきたいいきさつがございます。ですから、先ほど議員さんの方からお話ございましたように、やはりこうしたことがより大きな効果を上げるものであれば、財産区のあるところは財産区の資金によって、また他の地域においてはそれなりの事業的なものもやる必要があるんじゃないかろうかということをおもっております。

ただ、今ほどお話ございましたように、やはり財産区にはそういった思い入れ、あるいは歴史的なものもありますので、その辺を考慮しながら、なおかつ会計、あるいはそういったことの法に触れないような方策をとるといった意味でこの改善策をとりながら、一般会計繰り入れて対応していくというつもりでございます。ですから、基本的には、財産区のあるべき、寄ってきたるべき事業等々を本所あるいは市の方でチェックしながら、管理会と協議しながら、その事業認定をしていくというのが本来だろうと思っておりますので、当然、市だけで一方的に判断することも、その予算の執行もできませんので、管理会等々と協議の中で進めていきたいと思っておりますので、今回についてはそういったいきさつがございました。ただ、3月の議会を見ながら6月の補正でほぼ倍額に近いような補正を組むのは本当に計画的にいかがなものかといったこともございましたので、今後についてはできるだけ年次計画的なものをつくって、その計画によってどういう効果があるのかということも明記していただくようお願いもしておりますので、お願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第112号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可とする

ことに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたしますが、11時15分まで休憩をいたします。

(午前 11時04分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時15分)

◎議案第113号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程10、議案第113号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第113号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページの方をお願いいたします。

平成22年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,535万1,000円とする。

2項以降は省略させていただきます。

めくっていただきまして、4ページの方をお願いいたします。

歳入でございますが、雑入につきましては補正額77万円でございます。歳出で出てきます高鷲診療所の医師住宅の雪害に關します損害保険金でございます。

続きまして諸収入、受託事業収入でございますが、へき地医療研修費受託事業収入ということで105万円でございます。これにつきましては和良診療所管理費の中に入っておりますが、和良にございます地域医療センターを中心に、医師を目指す方でありますとか、僻地医療の医師を目指す高校生の方でありますとか、医学部の学生約30名ほどをこの地域医療センターの方で研修を受けていただきたいということで、当初は県が直でやる予定でお話を聞いておりましたが、急遽といたしますか、郡上市の方で受けてもらえんかと。事業費も含めて受けていただきたいというお話が来ましたものですから、補正予算で上げさせていただきました。8月20日、21日の1泊2日ということで、和良にあります地域医療センターを中心にこの事業を展開して

いきたいというものでございます。事業費については10分の10ということでございますので、よろしく願いいたします。このことにより、郡上市の僻地医療をたくさん知っていただくことによりまして、将来、郡上市の方の僻地医療にも助けていただける人材が育っていくんでないかということをおもっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第113号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第114号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程11、議案第114号 平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第114号 平成22年度郡上市老人保健特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明でございます。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171万9,000円とする。

以下省略させていただきます。

めくっていただきまして、最後のページをお願いいたします。

歳入でございますが、先ほど一般会計の補正でございましたが、一般会計からの繰入金で16万9,000円。

歳出でございますけれども、償還金ということで、支払基金の方でございますが、16万9,000円ということで、これは平成21年度医療費諸費の精算による過大交付のため返還するというのでございますので、よろしく願いいたします。

なお、平成21年度における社会保険診療報酬支払基金より医療費交付金として21万3,000円の交付を受けましたけれども、その後の確定ということで、今回16万9,000円を返還するというのでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第114号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第115号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程12、議案第115号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第115号について御説明を申し上げます。

平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめぐりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,426万6,000円とする。

2項は省略をさせていただきます。

債務負担行為の補正でございます。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行

為補正」による。

地方債の補正でございます。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。追加で特環下水道建設事業、美並中央処理区の処理場でございます。期間は平成22年度より平成23年度まで、限度額につきましては6,600万円でございます。これは、平成21年度をもちまして美並の中央処理区につきましては、大矢地区を最終面整備地域として事業を進めておりましたが、完了をいたすということで、面整備を優先いたしました関係で完了するというようなことで、今年度から処理場につきましては従来、半分の能力の施設で運転をしておりましたが、今回その増設に着手をしたいという内容のものでございまして、この増設にかかります今回は土木建築工事分の事業費の確定に伴いまして、内容的には16ヵ月の工期を要しますことから債務負担行為をお願いしたいというものでございます。増設の内容につきましては、最終沈殿池、それから当処理場につきましてはオキシデーシオンディッチ槽を使っておりますので、その増設ということになります。土木建築工事の全体といたしましては、今年度の当初議決分5,300万円を合わせまして1億1,900万円を予定いたしております。なお、増設事業の全体といたしましては、今後、平成23年度からになります、機械電気設備工を24年の予定をいたしております。それから場内整備につきましても平成24年に実施をいたしまして、事業を完了させたいというものでございますので、お願いをいたします。

続きまして、第3表の地方債補正でございます。変更で、まず下水道事業債でございますが、限度額2億2,650万円を補正後限度額2億3,710万円に、内訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業で7,510万円を8,570万円に変更したものでございます。続きまして辺地対策事業債でございますが、補正前限度額950万円を補正後限度額1,150万円としたいというものでございます。合計で補正前限度額2億3,750万円を1,260万円増の2億5,010万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1の分担金及び負担金、項1受益者分担金及び負担金で、まず特定環境保全公共下水道事業受益者分担金でございますが、121万円の追加でございます。これは現年度受益者分担金でございますが、内容といたしましては特定環境保全公共下水道事業の受益者分担金でございますが、新規の加入分担金3件分でございます。内容といたしましては、大和、白鳥、高鷲、各1件でございます。

続きまして、款5の繰入金、項1他会計繰入金でございますが、一般会計繰入金で9万円の

追加でございます。内訳といたしましては、特定環境保全公共下水道事業の一般会計の繰入金
でございます。起債の充当残を繰り入れるものでございます。

続きまして、款8の市債でございます。まず下水道事業債で1,060万円の追加でございます。
内容といたしましては特定環境保全公共下水道事業債でございます。大和で750万円、白鳥
で210万円、高鷲で100万円という内容でございます。

続きまして辺地対策事業債でございますが、200万円の追加でございます。これも特定環境
保全公共下水道事業債でございます。白鳥分でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3建設費、項1の建設費でございますが、まず特定環境保全公共下水道建設費で1,390万
円の追加でございます。内訳といたしまして、工事請負費で1,390万円でございますが、内容
といたしましては、新規加入申し込みに伴いまして、本管の延長を行うものでございます。内
容といたしましては、大和の中央処理区の剣地内で150メートルの延長、それから白鳥処理区
の西坂地内で110メートル、高鷲区域の鮎立地内で50メートルという内容でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第115号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可とする
ことに決定をいたしました。

◎議案第116号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程13、議案第116号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算
（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第116号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算
（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,605万5,000円とする。

2項以降は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、まず最後の6ページの歳出の方を先にごらんいただきたいというふうに思います。

歳出の方でございますが、介護保険の中の介護予防特定高齢者施策事業と介護予防一般高齢者施策事業の中で、それぞれ介護予防の特定高齢者につきましては補正額404万2,000円、一般高齢者施策事業で401万7,000円、合計805万9,000円ということでございますが、昨年度まで高齢福祉課の方に理学療法士が2人うちの方に所属しておりました。その2人の職員が、ここで言いましたこの二つの事業をそれぞれの地域へ出て行って展開をさせていただいております。今回の人事異動によりまして、市民病院の方にこの理学療法士が2人異動ということになりました。理学療法士といいますのは、やっぱり病院の中でのいわゆるリハビリも兼ねながら、自分たちの特別な技術があるものですから、そういう技術向上も含めていきたいというような思いの中で今回の人事異動があったわけでございますが、健康福祉部としては、向こうの市民病院の方に行ったからこの事業がなくなると、こういうわけにはいきませんものですから、事業を持って行っていただきたいという願いの中で、今回、2人の人事異動によりまして、委託料として事業を組ませていただいたというものでございます。事業内容につきましては、特定高齢者の施策事業につきましては、おおむね3ヵ月を1クールにしまして、保健センターでありますとか公民館でありますとか、それぞれの地域でいわゆるリハビリ的な指導をさせていただいております。それから一般高齢者施策事業につきましては、それぞれの自主グループ、健康に関する自主グループがございますが、これもそれぞれの地域の地区公民館でありますとか保健センター等々でやっていただいておりますが、年間合計308回、それぞれにこの理学療法士が行っていただくための委託料を組ませていただいたというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

ちょっと戻っていただきまして、4ページの歳入でございますが、この事業につきましては、地域支援事業交付金ということで、それぞれ国庫、支払基金等々から交付金が参ります。その関係で歳入は、国庫補助金でございますけれども、先ほどの歳出の805万9,000円の25%に相当する分が201万4,000円で補正をさせていただきました。

支払基金交付金につきましては、事業費の30%ということで241万8,000円でございます。
県負担金につきましては、事業費の12.5%ということで100万7,000円ということでございます。

他会計繰入金ということで、これは一般会計、市が持つ分でございますが、同じく12.5%ということで100万7,000円の繰り入れでございます。

それから基金繰入金ということで、1号保険者の分がやはり20%ございますので、総事業費の20%の161万3,000円につきましては、介護給付金の準備基金の方から繰り入れをさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第116号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第117号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程14、議案第117号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第117号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,298万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,541万9,000円とする。

2項につきましては省略させていただきます。

それでは、4ページを見ていただきたいと思います。

歳入の繰越金でございます。38万5,000円、前年度からの繰越金でございます。

それから、諸収入の受託事業収入としまして2,259万6,000円でございます。こちらは造林事業の受託収入ということで、一番多いのは森林総合研究所と分収契約を結んでおりまして、その関係での事業が決定したと。除伐、間伐、合わせまして59.9ヘクタール分認められたということでございます。その分が1,292万9,000円でございます。あと残りが森林総合整備事業補助金ということで、こちらも追加で認められたものが間伐で84.7ヘクタールでございます。それと当初計画しておったものの事業内容の変更ということもありまして、こちらの総額では966万7,000円、これの二つを合わせてこの額になってございます。

次、歳出でございます。

総務管理費の一般管理費950万円、繰出金で950万円、一般管理事務経費といたしてでございます。先ほど一般会計で御説明しました里山整備関係で、おおむね19カ所の事業に相当するものでございます。

それから、農林水産業費の林業費、山林造成費2,202万円でございます。こちらの方は役務費と委託料で組んでございますが、保険料につきましては、新規の事業がふえたということで保険料の増ということでございますし、業務委託につきましては、森林総合研究所の分収林の関係ですが、先ほど歳入でも説明しましたが、こちらでの事業59.9ヘクタールに相当するもの、それから森林整備の補助に関係するものですが、こちらも新規あるいは変更に伴ってこの額を上げてございます。

それから予備費でございますが、853万9,000円の減ということでお願いしてございます。こちらの方につきましては、今の里山整備との関連もございまして、予備費から充当をさせていただくという内容でございます。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第117号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可とする

ことに決定をいたしました。

◎議案第118号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程15、議案第118号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 議案第118号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページを見ていただきたいと思います。

平成22年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,043万4,000円とする。

2項につきましては省略させていただきます。

それでは、4 ページを見ていただきたいと思います。

歳入でございますが、財産収入の不動産売払収入604万6,000円の増ということで上げてございます。このことにつきましては、現在計画が進んでおります白鳥中学校の校舎建築に伴いまして、ヒノキ材につきまして大部分を郡上市の材で建設したいというような取り組みの中から、このほど財産区の方に打診がありまして、個々では16歳級から18歳級、いわゆる80年から90年生のヒノキ材ですが、これを300立米売り払うという内容のものでございます。学校の方で利用されますのは二番ツダと申しますか、下の方の太い方は市場の方で売り払いをしまして、2番目のところの材につきまして購入をしていただくという内容のものでございます。学校関係では150立米、そのうちの半分ですが、150立米を使っただくという予定のものでございます。

歳出でございます。

農林水産費の林業費、山林造成費550万7,000円、委託料で組ませていただいております。造林事業としまして、これは材の伐採の委託、それから運搬の委託ということで、それぞれ単価計算に基づいて出しております。

それから予備費としまして53万9,000円、収入から委託料の歳出を差し引き、残りました売上額をここに充当させていただいておるといった内容のものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第118号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第119号及び議案第120号について（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程16、議案第119号 市道路線の廃止についてから日程17、議案第120号 市道路線の認定についてまでの2件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号から議案第120号までの2件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

それでは、議案第119号、120号について説明を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、議案第119号、120号につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第119号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号でございますが、1-0427、路線名は小那比・下川線、区間といたしまして、起点が郡上市八幡町小那比字曾利、終点が郡上市八幡町野々倉字峠。

続きまして、議案第120号でございます。市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号でございますが、1-0427、路線名が小那比・下川線、区間といたしまして、起点

が郡上市八幡町小那比字曾利、終点が郡上市美並町白山字羽佐古洞。

続きまして、路線番号が1-0450、路線名が大峠線、起点が郡上市八幡町野々倉字小付、終点が郡上市八幡町野々倉字峠。

これにつきましては、大峠のバイパスとして県営の市町村道合併支援農道整備事業で整備をいただきました羽佐古トンネルを含みます農道、並びに県単の地方特定道路整備事業で現在整備中の県道鹿倉・白山線の一部でございますが、これが間もなく完成することに伴いまして、これまで主要地方道的美濃加茂・和良線の八幡町小那比字曾利の交差点を起点といたしまして、一般県道鹿倉・白山線の八幡町野々倉字峠、いわゆる大峠の頂上の交差点でございます。ここを終点といたしておりました市道小那比・下川線、延長が4,600メートルでございますが、これを一たん廃止いたしまして、再度、主要地方道美濃加茂・和良線の曾利を起点といたしまして、羽佐古トンネルを経由いたしまして、美並町白山字羽佐古洞を終点といたします道路を市道小那比・下川線、延長5,600メートルといたしまして、またこれの支線となります八幡町野々倉字小付を起点といたしまして、同じく野々倉の字峠、大峠の頂上の県道との交差点を終点といたします延長1,355.5メートルにつきましては、市道大峠線として認定をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました2件については、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしお認めます。よって、議案付託表のとおり産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま産業建設常任委員会に付託いたしました議案第119号から議案第120号までの2件については、会議規則第46条第1項の規定により、6月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号から議案第120号までの2件については、6月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議発第5号について（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） 日程18、議発第5号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議につ

いてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、議発第5号につきまして朗読をいたします。

議発第5号

子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議について

表記について、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙決議を提出する。

平成22年6月11日提出

提出者 郡上市議会議員 山下 明

賛成者 郡上市議会議員 清水 敏夫

賛成者 郡上市議会議員 田代はつ江

郡上市議会議長 池田喜八郎様

子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議（案）

子宮頸がんは女性特有のがんであり、全国で年間約8,500人が発症して約2,500人が亡くなっている。特に20歳から30歳代の発生率は昭和63年からの10年間で4倍近くに増えている。

子宮頸がんは、性交渉によるHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染が原因とされておりその種類は100種類以上あり、特に子宮頸がんへ進行しやすい15種類のタイプをハイリスクタイプとして分類されている。性交渉の経験がある女性の50%から80%が一生のうち一度は感染するといわれており、感染者の多くは無症状で免疫力によって体外に排除されるが、免疫力の低下などにより長期感染すると子宮頸がんを発症することもある。

国においては平成21年10月に予防ワクチンが承認され、国内で市販されている予防ワクチンは12歳前後の女子に接種した場合、発がん原因の60%から80%を占める2種類（HPV16型、18型）に対して約100%の予防効果がある。

しかし、この予防ワクチン接種は3回必要で、費用も1回1万円以上もかかり「予防できる唯一のがん」であるのに、家計に及ぼす影響が極めて大きく普及には至っていない。

よって、郡上市においては、「予防できる唯一のがん」である子宮頸がんの撲滅のため、早急に下記の施策を講ずること。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種への全額公費負担制度を創設すること。
- 2 子宮頸がん検診の受診率向上と予防ワクチン接種に向けた啓発に取り組むこと。

以上、決議する。

平成22年 6 月 日

岐阜県郡上市議会

○議長（池田喜八郎君） 朗読が終わったので、提出者の説明を求めます。

6 番 山下明君。

○6 番（山下 明君） ただいま局長が読み上げられた決議案のとおりであります。予防できる唯一のがんが、親の経済的な理由で受けられる子どもと受けられない子どもができることが一番の問題ではないかと思えます。このワクチンにつきましては、12歳前後の女子に接種した場合、HPV16型、18型に対しては100%の予防効果があるということですし、直接的には関係ないかもしれませんが、少子化対策、また福祉に優しい郡上づくりの面からも、全額公費負担で制度の創設をというような思いから提出をいたしました。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました件については、議案付託表のとおり、文教民生常任委員会に付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、文教民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま文教民生常任委員会に付託いたしました議発第5号については、会議規則第46条第1項の規定により、6月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号については、6月24日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開につきましては午後1時を予定いたしております。

（午前11時59分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、会議に入ります前に、消防長が戻っておりますが、けさほどの事故につきまして、鈴木副市長の方から報告をいただきます。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほど消防長が戻りましたので、白鳥地内で起きました交通事故に伴います油漏れの状況について報告させていただきます。

これは、けさの4時20分ごろ消防署の方へ連絡されたものでございますけれども、ちょうど北進中、白鳥の旧の町なかの国道の方でございまして、来通寺さんの方へ向かって車が走っておりまして、そのまま来通寺さんの方へ突っ込んでいったということでございまして、被災民家が美谷脇テントさんと茶碗屋さんという2軒の家に被害がもたらされたと。そこに50リッター以上入っている灯油タンクがあったんですが、灯油タンクにまず亀裂が出まして、そこから50リッターの灯油が漏れたのと、車の方では450リッターほどあったようでございまして、250リッターを回収いたしまして、200リットルほどが流出したといったことでございました。それで、消防署の方では7時20分に剣用水の出口2カ所にオイルフェンスとオイルマットを設置し、続いて剣用水の取水口付近へオイルフェンス設置、それから同じく大和町の生涯学習センター南側の大間見川の剣用水出口にオイルマットを設置して対応をしております。若干、今現在でも少量の油の浮遊は、湯上建設付近の剣用水取水口で、においはないんですけども、浮遊が若干感じられておると。あとは多くが田んぼの中へ入ったと、水田の中へ入った可能性があるということなんでございますけど、水田に入った量は、先ほど言いましたようにそれほど多くの量でないものですから、今のところの対応策としては、一たん水を落として、乾かした後に水を入れれば対処できるだろうという状況下でございまして、長良川につきましては、自然公園の方から上流域に向かって確認をしたところ、浮遊は確認できておらないといったことで、一応おさまったようでございますので、報告をさせていただきます。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 報告を終わります。

◎報告第4号から報告第8号までについて（報告）

○議長（池田喜八郎君） それでは、お諮りをいたします。日程19、報告第4号 平成21年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程23、報告第8号 平成21年度郡上市病院事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの5件を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号から報告第8号までの5件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。報告につきましては、できるだけ簡略に要旨について報告をお願いいたします。

それでは、報告第4号の報告を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、報告第4号につきまして御報告させていただきます。

平成21年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度郡上市一般会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

この件でございますが、繰り越しをした場合、翌年度の5月31日までに報告します繰越計算書を調整し、次の議会に御報告するという事になってございますので、今回報告させていただくものでございます。

それでは、款、項、事業名、翌年度繰越額ということで読み上げて御報告にかえますが、この中で実は2ページの土木費、辺地対策道路整備事業、年度末では1億3,245万円が1億1,517万6,000円に、その下の地域活力基盤創造交付金整備事業6,710万8,000円が5,118万4,000円に、それから3ページで土木費のまちづくり交付金事業ですが1億8,638万6,000円が1億4,575万8,000円に、消防費のところ消防施設整備事業ですが553万6,000円が483万1,000円にということで、この4カ所のみ額が年度末から今回の計算書を作成するに当たり変更になってございます。これは当初繰り越しをしないと事業が完了しないだろうということの見込みで繰り越したわけなんです、事業の取り組みの過程で年度内に完結したということで今回少なくなっているという事情のものでございます。それ以外につきましては、年度末に繰り越したものがそっくり今回の計算書に上がってきておるという内容のものでございます。

では、順次読み上げ、御報告にかえます。

総務費の総務管理費の財産管理経費でございますが、66万1,000円、次に条件不利森林公的整備加速化事業1,082万円、それから庁舎等整備事業1,512万1,000円、民生費で児童福祉費、子ども手当給付事務経費168万円、衛生費の保健衛生費で病院事業会計繰出、これは融雪装置の設置ということですが、220万5,000円、上水道事業会計繰出ですが、1,540万円、簡易水道事業会計繰出が1,050万円、予防接種事業530万4,000円、それから清掃費でございますが、エコプラザ修繕事業74万6,000円、最終処分場整備事業5,310万円、農林水産業費の農地費で農道舗装事業1,051万8,000円、林業費の森林病虫害防除事業188万円、公共林道整備事業9,760万1,000円、林道整備事業3,365万8,000円、市単林道整備事業2,328万円、林道整備事業705万円、2ページを見ていただきますと、農林水産業費の林業費、過疎対策林道整備事業1,870万1,000円、道整備交付金事業3,390万円、商工費の商工費、観光施設改修事業1,680万円、温泉施設改修事業429万5,000円、土木費の土木管理費でございますが、下水道事業会計繰出、白鳥の特環ですが、640万円、それから道路橋りょう費の沿道修景整備事業500万円、合併特例道路整備事

業2,879万4,000円、市道整備事業3,300万円、同じく今度はきめ細かな交付金の関係の市道整備事業ですが、2億2,500万円、辺地対策道路整備事業1億1,517万6,000円、地域活力基盤創造交付金整備事業5,118万4,000円、橋梁維持補修事業7,850万円、河川費で急傾斜地対策事業2,500万円、河川自然災害防止事業3,100万円、次が都市計画費のまちづくり交付金事業1億4,575万8,000円、景観施設改修事業300万円、消防費の消防施設整備事業483万1,000円、同じく消防施設整備事業ですが50万円、それから瞬時警報システム整備事業799万円、それから教育費に移りまして、小学校費の小学校校舎等整備事業6,213万7,000円、中学校費の中学校耐震補強事業6,706万円、公共投資交付金の関係の中学校校舎等整備事業で2,615万6,000円、きめ細かな交付金関係の中学校校舎等整備事業で294万円、それから保健体育費の体育施設整備事業657万2,000円、次、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費の現年補助災害復旧事業ですが、1,343万2,000円、公共土木施設災害復旧費の現年補助災害復旧事業で2,115万2,000円、合計で13億2,380万2,000円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、報告第5号、6号、7号の報告を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、まず報告第5号の報告をさせていただきます。

報告第5号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、繰越計算書の報告でございます。款、項、事業名、それから翌年度繰越額の朗読をいたしまして、報告にかえさせていただきますので、お願いをいたします。

資本的支出の建設改良費でございます。相生水関連配水管布設事業2,500万円、剣国道改良配水管布設事業250万円、石徹白配水管改良事業1,100万円、合計で3,850万円でございます。

続きまして、報告第6号をお願いいたします。

報告第6号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度郡上市下水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

朗読は同様にさせていただきますので、お願いをいたします。

建設費でございます。白鳥処理区建設事業760万円、美並中央処理区建設事業4,958万5,000円、合計で5,718万5,000円でございます。

続きまして、報告第7号をお願いいたします。

報告第7号 平成21年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成21年度郡上市水道事業会計予算の繰越計算書について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、繰越計算書でございます。企業会計につきましては、地方公営企業法の適用を受けるということで様式が少し違っておりますので、お願いをいたします。

まず、款1資本的支出、建設改良費でございます。事業につきましては、ここでございますように、配水改良事業で4事業を繰り越しとしたものでございます。まず八幡上水の大正町・住吉町配水管布設替工事でございます。内訳でございますので、金額につきましては1,540万円でございます。それから白鳥上水分としまして3件ございまして、まず大島国道改良配水管布設工事でございますが240万2,000円でございます。曾部地1号橋配水管橋梁添架工事で550万円でございます。それから曾部地3号橋配水管橋梁添架工事で同じく550万円でございます。合計で2,880万2,000円の繰り越しでございます。財源内訳といたしまして、大正町・住吉町配水管布設替工事につきましては、きめ細かな交付金事業でございまして、この出資金1,540万円でございます。それから負担金は、曾部地川の改良に伴います橋梁添架の支障移転分といたしまして、県の補償費でございますが783万1,000円でございます。あと内部留保資金の充当といたしまして557万1,000円ということでございます。繰り越しの理由につきましては、説明欄にございますように、きめ細かな交付金事業につきましては、発注時期が年度末であったため、工期が確保できなかったという理由でございますし、大島国道、それから曾部地の関連につきましては、関連する国道改良工事及び河川工事との施工調整による工期延長に伴うものでございます。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、報告第8号の報告を求めます。

猪島市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（猪島 敦君） 失礼します。そうしましたら、報告第8号について報告をさせていただきます。

平成21年度郡上市病院事業等会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成21年度郡上市病院事業等会計予算の繰越計算書について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚めくっていただきまして、同じく病院事業も公営企業法の対象でございますものですから、公営企業法の26条第1項の規定によりまして繰り越しを行います。

款でございますが、郡上市民病院事業資本的支出でございまして、項におきましては建設改良費でございます。事業名でございますが、立体駐車場3階融雪設備整備事業でございます。

予算計上額でございますが、220万5,000円でございます。それから翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳でございますが、内容的にはきめ細かな交付金事業でございます。出資金で220万5,000円を財源といたしております。繰り越しの説明でございますが、予算計上時期が少し遅かったために契約までちょっと至らなかったということでございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。報告何号についての質問というふうに質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、以上で報告第4号から第8号までの報告を終了いたします。

◎報告第9号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程24、報告第9号 平成21年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、土地開発公社の決算並びに事業報告について報告をさせていただきます。

報告第9号 平成21年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成21年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について報告があったので、次のとおり報告します。平成22年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思います。決算書、下の方にページがございますが、1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。

平成21年度郡上市土地開発公社収入支出決算書。

まず収入でございますが、第1款で事業収益1億490万3,152円、内訳といたしまして、公有地取得事業収益1億488万7,829円、2項で附帯等事業収益1万5,323円、第2款で事業外収益、受取利息で1万7,797円、決算額のみ申し上げますが、合計で1億492万949円、これにつきましては、いわゆる大和改良で先行取得をしました土地14筆の売却に係るものでございます。

続きまして支出でございますが、事業原価で公有地取得事業原価1億488万7,829円、販売費及び一般管理費はございません。合計で同じく1億488万7,829円。

続きまして2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

収入ですが、ここも決算額のみ申し上げます。資本的収入で長期借入金でございますが、9,076万3,605円、合計も同額でございます。

支出、資本的支出で1億9,565万1,434円、内訳といたしまして、第1項で公有地取得事業費74万9,661円、借り入れの利息でございます。2項で借入金償還金1億9,490万1,773円、合計で1億9,565万1,434円。

資本的収入が資本的支出に不足する額1億488万7,829円につきましては、本年度公有地取得事業収益金で補てんをいたしました。

続きまして3ページをごらんいただきたいと思っております。3ページ、損益計算書でございますが、平成21年度郡上市土地開発公社損益計算書、4月1日から22年の3月31日までの分でございます。

最初が事業収益で公有地取得事業収益と附帯等事業収益、合わせまして1億490万3,152円、事業原価で公有地取得事業原価ですが、1億488万7,829円で、事業総利益が1万5,323円、事業利益も同額でございます。事業外収益では受取利息でございますが、1万7,797円、経常利益が3万3,120円、当期純利益、当期利益ともに3万3,120円。

続きまして、4ページの貸借対照表をお願いいたします。

まず資産の部ですが、流動資産で現金及び預金が74万9,493円、公有用地が4,547万3,623円で、流動資産の合計が4,622万3,116円でございます。固定資産につきましては、投資その他の資産の長期定期預金で500万円、固定資産合計が500万円、資産合計で5,122万3,116円。

続きまして負債の部でございます。負債の部では固定負債で長期借入金4,547万3,623円、固定負債、負債合計ともに4,547万3,623円でございます。

続きまして資本の部でございますが、基本金といたしまして、基本財産で500万円、資本金合計も同額でございます。それから準備金で前期繰越準備金が71万6,373円、当期利益が3万3,120円、準備金合計が74万9,493円、資本合計574万9,493円、負債資本合計で5,122万3,116円でございます。

続きまして事業報告でございますが、6ページの概要ですが、ただいま報告いたしましたことが文章で書いてある関係上、省略をさせていただきます。7ページ、8ページをごらんいただきたいと思っております。

7ページにつきましては、理事会での議決事項でございます。ここがございます4議案につきまして議決をいたしております。

続きまして8ページでございますが、土地の処分状況でございますが、ここに掲げてございます14筆、面積 4,375.91平米を処分いたしております。

続きまして9ページをお願いいたします。9ページにつきましては、長期借入金の内訳でござ

ございますが、借入先として大垣共立銀行の八幡支店からの借り入れでございますが、前年度末現在高が1億4,961万1,791円、本年度借入分が9,076万3,605円で、本年度償還分が1億9,490万1,773円で、現在高が4,547万3,623円でございます。

続きまして10ページをお願いいたします。10ページ、財産目録、22年の3月31日現在でございます。

まず流動資産でございますが4,622万3,116円で、内訳といたしまして、普通預金がこの四つの金融機関に預けてございます普通預金で74万9,493円、それから公有用地で4,547万3,623円、固定資産では長期定期預金で500万円でございます。資産合計が5,122万3,116円。

負債の部でございますが、固定負債で長期借入金4,547万3,623円で、ここに書いてございますように、大共の八幡支店からの借り入れでございます。負債合計4,547万3,623円で、正味財産といたしまして574万9,493円というふうになっております。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、以上で報告第9号の報告を終了いたします。

◎議報告第12号について

○議長（池田喜八郎君） 日程25、議報告第12号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

6月4日までに受理しました陳情は、お手元に配布をしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、報告をいたします。

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会をいたします。

（午後 1時31分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 川 嶋 稔

議 案 付 託 表

平成22年第4回郡上市議会定例会（6月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総 務 常 任 委 員 会	第107号	郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	第108号	郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
	第109号	郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第110号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第111号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	第110号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第119号	市道路線の廃止について
	第120号	市道路線の認定について
文 教 民 生 常 任 委 員 会	第111号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議発第5号	子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議について

陳情 文書表

平成22年第4回郡上市議会定例会（6月定例）

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	要望者の住所及び氏名	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
陳情 4	平成22年 5月27日	件名：木曾川水系連絡 導水路事業の推進を求 める陳情 要旨：別紙写しのお り	岐阜県岐阜市藪田南3丁 目11番1号 自由民主党岐阜県支部連 合会 政務調査会長 玉田 和 浩	——	産 業 建 設 常 任 委 員 会

